

福島県衛生研究所検査手数料条例の一部を改正する条例、福島県産業支援館条例の一部を改正する条例、福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例、福島県大町起業支援館条例の一部を改正する条例、福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例、福島県畜産健康衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、福島県飼料検定条例の一部を改正する条例、福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例、福島県林業研究センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例の一部を改正する条例、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、福島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例、福島県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例、福島県砂防設備占用料等徴収条例の一部を改正する条例、福島県港湾管理条例の一部を改正する条例、福島県漁港管理条例の一部を改正する条例、福島県入港料条例の一部を改正する条例、福島県空港条例の一部を改正する条例、福島県都市公園条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県工業用水道条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例、福島県自然の家条例の一部を改正する条例、福島県立美術館条例の一部を改正する条例、福島県立博物館条例の一部を改正する条例及び福島県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県条例第七十三号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

- 第十条第二項第二号中「四万七千七百円」を「五万四百円」に改める。
- 第十八条の五第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 市町村森林整備計画の作成及びその達成のため、市町村の求めに応じて行う協力のうち専門的な技術及び知識を必要とする職務
- 第十八条の六第一項中「含む。」又は「を（含む。）」に改め、「第四十四条」の下に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第十八条の五第一項及び第十八条の六第一項の改正規定は、公布の日から施行する。
 - 2 改正後の職員の給与に関する条例第十八条の五第一項の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。
- （人事委員会規則への委任）

3 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（人事課）

福島県条例第七十四号

福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

福島県行政財産使用料条例（昭和三十九年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の3中「1,570円」を「1,620円」に改め、同表備考3中「¹⁰⁵/₁₀₀」を「¹⁰⁸/₁₀₀」に改める。

別表第二の備考以外の部分及び同表備考4中「¹⁰⁵/₁₀₀」を「¹⁰⁸/₁₀₀」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（財産管理課）

福島県条例第七十五号

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成六年福島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百三十三条第一項第四号の二」を「第四百三十三条第一項第四号の三」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（市町村行政課）

福島県条例第七十六号

福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

福島県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

別表中十四の項を十六の項とし、九の項から十三の項までを二項ずつ繰り下げ、同表十一の項の前に次のように加える。

十 福島県奨学資金貸与条例（昭和二十七年福島県条例第五十八号）による同条例第十條第一項又は第二項の規定による奨学資金の返還に関する事務であつて規則で定めるもの

別表中八の項を九の項とし、五の項から七の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次のように加える。

五 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）による同法附則第四條第一項の交付又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令

第四十九号)による同省令附則第七条の規定による届出に関する事務であつて規則で定めるもの

別表に次のように加える。

十七 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)による同法第五十一条の四第四項の規定による放置違反金の納付命令に関する事務又は同条第十四項の規定による放置違反金等の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(市町村行政課)

福島県条例第七十七号

福島県文化センター条例の一部を改正する条例

福島県文化センター条例(昭和四十五年福島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の表中「二七、五九〇円」を「二八、三八〇円」に、「三九、三二〇円」を「四〇、四三〇円」に、「五五、〇六〇円」を「五六、六三〇円」に、「一一五、八六〇円」を「一一九、一七〇円」に、「三五、四〇〇円」を「三六、四一〇円」に、「五一、一五〇円」を「五二、六一〇円」に、「七〇、八一〇円」を「七二、八三〇円」に、「一四九、四九〇円」を「一五三、七七〇円」に、「七、九三〇円」を「八、一六〇円」に、「一一、八四〇円」を「一二、一八〇円」に、「一五、七五〇円」を「一六、二〇〇円」に、「三三、七四〇円」を「三四、七二〇円」に、「九、八二〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「一九、六五〇円」を「二〇、二二〇円」に、「四二、九六〇円」を「四四、一九〇円」に、「二、六四〇円」を「二、七二〇円」に、「三、六五〇円」を「三、七五〇円」に、「五、一六〇円」を「五、三一〇円」に、「一〇、八八〇円」を「一一、一九〇円」に、「二、〇一〇円」を「二、〇七〇円」に、「二、八九〇円」を「二、九八〇円」に、「四、〇三〇円」を「四、一四〇円」に、「八、四九〇円」を「八、七三〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に、「一、三八〇円」を「二、四二〇円」に、「四、一八〇円」を「四、三〇〇円」に、「一、八九〇円」を「二、九四〇円」に、「七、七八〇円」を「八、〇〇〇円」に、「二、三九〇円」を「二、四六〇円」に、「三、二七〇円」を「三、三六〇円」に、「四、七八〇円」を「四、九二〇円」に、「九、九三〇円」を「一〇、二二〇円」に、「八八〇円」を「九〇〇円」に、「一、二六〇円」を「一、二九〇円」に、「一、六三〇円」を「一、六八〇円」に、「三、五九〇円」を「三、六九〇円」に、「二、九二〇円」を「三、〇一〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「五七〇円」を「五九〇円」に、「八一〇円」を「八四〇円」に、「一、七一〇円」を「一、七六〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、一一〇円」に、「四、一五〇円」を「四、二七〇円」に、「五、九二〇円」を「六、〇九〇円」に、「二、三七〇円」を「二、七三〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三三〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に、「六、六九〇円」を「六、八九〇円」に改め、別表第一の一の2の表中「五百二十五円」を「五百四十円」に、「千

五十円」を「千八十円」に、「二千百円」を「二千六十円」に、「三千百五十円」を「三千二百四十円」に、「五千二百五十円」を「五千四百円」に改め、別表第一の二の表中十六ミリ映写機(大ホール用)の項からオーバヘッドプロジェクターの項までを削り、「一三、八六〇円」を「一四、二五〇円」に、「五、九二〇円」を「六、〇九〇円」に、「一七、七六〇円」を「一八、二七〇円」に、「七、九三〇円」を「八、一六〇円」に、「四、〇三〇円」を「四、一四〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に改め、リモコン視聴覚装置の項を削り、「三、〇二〇円」を「三、一一〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 平成二十六年四月一日前に福島県文化センター条例第七条第一項の許可を受けた使用に係る期間のうち同日以後の期間に係る利用料金については、同条例別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、附則別表第一及び別表第二に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める額とする。

附則別表第一

一 施設関係

1 基本額

| 施設の別 | 使用区分 | | 金 額 | | | |
|------|------|------|---------|---------|---------|----------|
| | 使用日 | 使用時間 | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
| 大ホール | 日曜日等 | | 三六、四〇円 | 五、六二〇円 | 七、八三〇円 | 一五三、七七〇円 |
| | 平日 | | 二八、三三〇円 | 四〇、四三〇円 | 五、六三〇円 | 一一九、一七〇円 |
| 小ホール | 日曜日等 | | 一〇、一〇〇円 | 一六、二〇〇円 | 二〇、二〇〇円 | 三四、七一〇円 |
| | 平日 | | 八、一六〇円 | 一二、一八〇円 | 一六、二〇〇円 | 三四、七一〇円 |
| 会議室 | 日曜日等 | | 二、七〇〇円 | 三、七五〇円 | 五、三二〇円 | 一一、一九〇円 |
| | 平日 | | 二、七〇〇円 | 三、七五〇円 | 五、三二〇円 | 一一、一九〇円 |

| 入場料徴収加算額 | 種 別 | 2 加算額 | | | |
|---|------------------|--------|--------|---------|---------|
| | | 種 別 | 金 額 | 種 別 | 金 額 |
| 入場料が二千二百四十円を超え、五千四百円以下の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の九十に相当する額 入場料が二千六十円を超え、三千二百四十円以下の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の六十に相当する額 入場料が千八十円を超え、二千六十円以下の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の四十に相当する額 | 第一和室 | 二、〇七〇円 | 二、九八〇円 | 四、一四〇円 | 八、七三〇円 |
| | 第二和室 | 二、〇七〇円 | 二、九八〇円 | 四、一四〇円 | 八、七三〇円 |
| | 第一楽屋 | 一、〇三〇円 | 一、四〇〇円 | 二、〇七〇円 | 四、三〇〇円 |
| | 第二楽屋 | 一、〇三〇円 | 一、四〇〇円 | 二、〇七〇円 | 四、三〇〇円 |
| | 第三楽屋 | 一、〇三〇円 | 一、四〇〇円 | 二、〇七〇円 | 四、三〇〇円 |
| | 第四楽屋 | 一、九四〇円 | 二、七〇〇円 | 三、七五〇円 | 八、〇〇〇円 |
| | リハーサル室 (兼大部屋) | 二、四六〇円 | 三、三六〇円 | 四、九二〇円 | 一〇、二二〇円 |
| | 小ホール控室 | 九〇〇円 | 一、二九〇円 | 一、六八〇円 | 三、六九〇円 |
| 第一浴室 | 一、〇三〇円 | 一、〇三〇円 | 一、〇三〇円 | 三、〇一〇円 | |
| 第二浴室 | 一、〇三〇円 | 一、〇三〇円 | 一、〇三〇円 | 三、〇一〇円 | |
| 主催者室 | 四二〇円 | 五九〇円 | 八四〇円 | 一、七六〇円 | |
| 視聴覚室 | 三、一一〇円 | 四、二七〇円 | 六、〇九〇円 | 一三、七三〇円 | |
| 応接室 | 一、六八〇円 | 二、三三〇円 | 三、二四〇円 | 六、八九〇円 | |

| 準備等加算額 | 夜間超過加算額 | 冷暖房加算額 | |
|-------------------------------|--|-------------------------------|---|
| 施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の七十に相当する額 | 施設の別及び使用日に応じ、一時間につき、夜間に係る基本額の四分の一に相当する額の百分の百二十に相当する額 | 施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の二十に相当する額 | 入場料が五千四百円を超える場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の百二十に相当する額 |

備考

- 使用区分の使用日の欄中「平日」及び「日曜日等」とあるのは、それぞれ次に掲げる日をいう。
 - 平日 日曜日等以外の日
 - 日曜日等 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 使用区分の使用時間の項中「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下この表及び附則別表第二において同じ。）。
 - 午前 午前九時から正午までの時間
 - 午後 午後一時から午後五時までの時間
 - 夜間 午後五時三十分から午後九時三十分までの時間
 - 全日 午前九時から午後九時三十分までの時間
- 加算額の種別の欄中「入場料徴収加算額」、「冷暖房加算額」、「夜間超過加算額」及び「準備等加算額」とあるのは、それぞれ次に掲げる額をいう。
 - 入場料徴収加算額 大ホール又は小ホールの使用者が、当該大ホール又は小ホールを使用するに際し、当該大ホール又は小ホールに入場する者から入場料を徴収する場合に基本額に加算される額
 - 冷暖房加算額 使用が一月一日から三月三十一日までの間、六月十五日から九月十五日までの間及び十一月十五日から十二月三十一日までの間にされる場合に基本額に加算される額（附則別表第二において同じ。）
 - 夜間超過加算額 夜間又は全日に係る使用者が引き続き午後九時三十分以降に使用する場合の額
 - 準備等加算額 大ホール、小ホール、第一楽屋、第二楽屋、第三楽屋又は第四楽屋を準備又は練習のために使用する場合の額
- この表に基づいて算出した額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨

| 設 備 の 別 | 使用単位 | 金 額 |
|--------------------|------|------------------------|
| ステージンウェイピアノ（大ホール用） | 一台一回 | 一四、二五〇円 |
| グランドピアノ（大ホール用） | 一台一回 | 六、〇九〇円 |
| グランドピアノ（小ホール用） | 一台一回 | 五、〇五〇円 |
| 張り込みスクリーン（大ホール用） | 一式一回 | 二、〇七〇円 |
| 仮設能舞台 | 一式一回 | 一八、二七〇円 |
| 所作台 | 一式一回 | 八、一六〇円 |
| 音響反射板（大ホール用） | 一式一回 | 四、一四〇円 |
| 音響反射板（小ホール用） | 一式一回 | 二、〇七〇円 |
| せり上げ装置（大せり） | 一式一回 | 一、〇三〇円 |
| せり上げ装置（小せり） | 一式一回 | 五一〇円 |
| オーケストラせり上げ装置 | 一式一回 | 四、一四〇円 |
| オーケストラ用ひな壇 | 一式一回 | 八、一六〇円 |
| 舞台用附属設備 | | 三、一一〇円の範囲 内で規則で定める額 |
| 舞台照明設備 | | 三、一一〇円の範囲 内で規則で定める額 |
| 舞台音響設備 | | 三、一一〇円の範囲 内で規則で定める額 |

二 設備関係
 てる（附則別表第二において同じ。）。

| 設 備 の 別 | 種 別 | 金 額 | 視聴覚室附属設備 | | | | |
|---------|-------------------------------|---|--------------------|---|--------------------|--------------------|---------|
| | | | 使用区分 | 金 額 | | | |
| 2 加算額 | 廊下（ギャラリーを含む。） | 全日（ただし、午後八時までとする。） | 展示の場合 | 全日（ただし、午後八時までとする。） | 一〇、一〇〇円 | | |
| | | | | | 展示以外の場合 | 全日 | 三五、二八〇円 |
| | 会議室兼展示室 | 展示以外の場合 | 全日（ただし、午後八時までとする。） | 夜間 | 二〇、二二〇円 | | |
| | | | | 午後 | 一四、二五〇円 | | |
| | | | | 午前 | 一〇、一〇〇円 | | |
| | | | | 展示室 | 全日（ただし、午後八時までとする。） | 四〇、四二〇円 | |
| | | | | 施設の別 | | 使用区分 | 金 額 |
| | | | | 展示室 | | 全日（ただし、午後八時までとする。） | 四〇、四二〇円 |
| | 附則別表第二 | 施設関係 | 基本額 | 備考 使用単位中「一回」とあるのは、設備の属する施設の使用時間単位のそれぞれ午前、午後又は夜間に対応する時間とし、全日は、三回とする。 | 内で規則で定める額 | | |
| | 備考 | 加算額の種別の欄中「準備等加算額」とあるのは、展示室又は会議室兼展示室を展示の準備のために使用する場合の額をいう。 | 準備等加算額 | 施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の七十に相当する額 | | | |
| 準備等加算額 | 施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の二十に相当する額 | | | | | | |
| 冷暖房加算額 | 施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の二十に相当する額 | | | | | | |

会議室兼展示室附属設備

三、一〇〇円の範囲内で規則で定める額

(文化振興課)

福島県条例第七十八号

福島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

福島県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年福島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「いわき市」を「会津若松市 郡山市 いわき市」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の福島県特定非営利活動促進法施行条例(以下「改正後の条例」という。)第三十六条各号に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)及び福島県特定非営利活動促進法施行条例(以下「法令」という。)のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては会津若松市又は郡山市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法及び改正後の条例の適用については、会津若松市若しくは郡山市の長がした処分その他の行為又は会津若松市若しくは郡山市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(文化振興課)

福島県条例第七十九号

ふくしま海洋科学館条例の一部を改正する条例

ふくしま海洋科学館条例(平成十一年福島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表中「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に、「六〇〇円」を「六二〇円」に、「八一〇円」を「八四〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に、「二、三三七〇円」を「二、四四〇円」に、「一、四三〇円」を「一、四七〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇六〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二四〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六七〇円」に、「九八〇円」を「一、〇一〇円」に、「四、七五〇円」を「四、八九〇円」に、「二、八五〇円」を「二、九三〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(生涯学習課)

福島県条例第八十号

福島県男女共生センター条例の一部を改正する条例

福島県男女共生センター条例(平成十二年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の1の表中「七、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、四〇〇円」に、

「二、〇〇〇円」を「四、〇〇〇円」を

「二、一〇〇円」に改め、別表の一の2の表中「五百二十六円以上千五百一円未満」を「五百四十円を超え、千八十円以下」に、「千五百一円以上二千五百一円未満」を「千八十円を超え、二千六百四十円以下」に、「二千五百一円以上三千五百一円未満」を「二千六百四十円を超え、三千二百四十円以下」に、「三千五百一円以上五千二百五十一円未満」を「三千二百四十円を超え、五千四百円以下」に、「五千二百五十一円以上」を「五千四百円を超える」に改め、同表備考中「すべて」を「全て」に改め、別表の一の3の表中「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、別表の二の表中「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十六年四月一日前に福島県男女共生センター条例第六条第一項に規定する使用の承認を受けた使用期間のうち同日以後の期間に係る使用である場合の同条例別表の一の1の研修ホール及び第2研修室の基本額、別表の一の2の加算額並びに別表の二のビデオプロジェクター(研修ホール用)の使用の額に係る利用料金については、別表の一の1(研修ホール及び第2研修室に係る部分に限る。)、別表の一の2及び別表の二(ビデオプロジェクター(研修ホール用)に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、附則別表に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けた額とする。

附 則別表

一 施設関係

1 基本額

| 使用区分 | 金 額 |
|---------------------------------|-------------|
| 男女共同参画社会の形成の促進に関する活動のための使用である場合 | その他の使用である場合 |

2

| 種別 | 金額 |
|------------------|--|
| 入場料 徴収加 算額 | 入場料（入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。以下同じ。）の最高額が五百四十円を超え、千八百円以下の場合にあつては、基本額の百分の二十に相当する額 入場料の最高額が千八百円を超え、二千六百六十円以下の場合にあつては、基本額の百分の四十に相当する額 入場料の最高額が二千六百六十円を超え、三千二百四十円以下の場合にあつては、基本額の百分の六十に相当する額 入場料の最高額が三千二百四十円を超え、五千四百円以下の場合にあつ |

加算額

- 「男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動」とは、男女共同参画社会の形成の促進に關して行う講演会、講習会、研修会、研究会、交流活動等をいう。
- 使用単位時間の項中「午前」、「午後」及び「夜間」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下同じ。）。
 (1) 午前 午前九時から午後一時までの時間
 (2) 午後 午後一時から午後五時までの時間
 (3) 夜間 午後五時から午後九時までの時間
- 使用する時間がこの表に定める使用単位時間に満たないときは、これをこの表に定める使用単位時間に切り上げて計算する。
- 講演会その他の催しの設営又は器材の撤去等を行うために研修ホールを使用する場合の額（当該催しの行われる時間の属する使用単位時間に係る額を除く。）は、使用区分に応じ、表に定める額の百分の七十に相当する額とする。
- 第2研修室を部分使用する場合の額は、全面使用する場合の額の百分の五十に相当する額とする。

備考

| 施設 | 別 | 使用単位時間 |
|-------|---------|-----------|
| 第2研修室 | 七、二〇〇円 | 午前、午後又は夜間 |
| 研修ホール | 一四、四〇〇円 | 午前、午後又は夜間 |
| | 二、一〇〇円 | |
| | 四、二〇〇円 | |

では、基本額の百分の九十に相当する額
 入場料の最高額が五千四百円を超える場合にあつては、基本額の百分の百二十に相当する額

備考 「入場料徴収加算額」とは、使用者が研修ホールを使用して開催する講演会その他の催しに入場する者から入場料を徴収する場合に、当該催しの設営から器材の撤去等までの間に關連して使用する全ての施設の基本額に加算される額をいう。

二 附属設備関係

| 設備の別 | 使用単位 | 金額 |
|--------------------|------|--------|
| ビデオプロジェクター（研修ホール用） | 一式一回 | 三、一〇〇円 |

備考 使用単位の欄中「一回」とあるのは、設備の属する施設の使用単位時間のそれぞれ午前、午後又は夜間に対応する時間とする。

（青少年・男女共生課）

福島県条例第八十一号

福島県只見線復旧復興基金条例

（設置）

第一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害及び平成二十三年七月新潟・福島豪雨（平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害）についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に關する政令（平成二十三年政令第二百六十三号）により指定された激甚災害に係る災害をいう。）からの東日本旅客鉄道株式会社只見線の復旧及び復興のために県、市町村、東日本旅客鉄道株式会社その他知事が定める団体が行う事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県只見線復旧復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(生活交通課)

福島県条例第八十二号

福島県一般旅券発給申請等手数料条例の一部を改正する条例

福島県一般旅券発給申請等手数料条例(平成十二年福島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六号」を「第五号」に改める。

第二条第三号を削り、同条第四号中「第二十条第一項第六号」を「第二十条第一項第五号」とし、同号を同条第三号とする。

第四条中「記載事項の訂正又は」を削る。

附 則

1 この条例は、旅券法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十九号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

2 改正法の施行の日前にされた改正法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十条第一項に掲げる処分に係る手数料については、なお従前の例による。

(国際課旅券室)

福島県条例第八十三号

福島県勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例

福島県勤労身体障がい者体育館条例(昭和五十一年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

別表の一の(1)の表中「八四〇円」を「八六〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七二〇円」に、「五、〇四〇円」を「五、一八〇円」に、「三、三六〇円」を「三、四五〇円」に、「一〇、〇八〇円」を「一〇、三三六〇円」に、「一六、三三〇円」を「一六、四四〇円」に、「二、二六〇円」を「二、二五九〇円」に、「七、五六〇円」を「七、七七〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、「八、一九〇円」を「八、四二〇円」に、「五、四六〇円」を「五、六一〇円」に、「一六、三八〇円」を「一六、八四〇円」に改め、別表の一の(2)の表中「一八〇円」を「一九〇円」に、「三八〇円」を「三九〇円」に、「五五〇円」を「五七〇円」に改める。

円)に、「一〇、〇八〇円」を「一〇、三三六〇円」に、「一六、三三〇円」を「一六、四四〇円」に、「二、二六〇円」を「二、二五九〇円」に、「三、七八〇円」を「三、八八〇円」に、「一、三五〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、「八、一九〇円」を「八、四二〇円」に、「五、四六〇円」を「五、六一〇円」に、「一六、三八〇円」を「一六、八四〇円」に改め、別表の一の(2)の表中「一八〇円」を「一九〇円」に、「三八〇円」を「三九〇円」に、「五五〇円」を「五七〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県勤労身体障がい者体育館条例別表の規定は、平成二十六年四月一日以後の使用に係る使用料の額について適用し、同日前の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(保健福祉総務課)

福島県条例第八十四号

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例(昭和五十四年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中「一、八九〇」を「一、九四〇」に、「二、五二〇」を「二、五九〇」に改め、別表第一の二の表中「三、一五〇」を「三、一四〇」に、「一、五七〇」を「一、六二〇」に、「六三〇」を「六四〇」に、「三二〇」を「三三〇」に、「四四〇」を「四五〇」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県総合社会福祉施設太陽の国条例別表の規定は、平成二十六年四月一日以後の宿泊及び使用に係る使用料の額について適用し、同日前の宿泊及び使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(保健福祉総務課)

福島県条例第八十五号

福島県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

福島県社会福祉審議会条例(平成十二年福島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福島県条例第八十六号

福島県老人福祉法に係る事務処理の特例に関する条例

(保健福祉総務課)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第二項の規定により、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げる事務は、白河市が処理するものとする。

- 一 法第二十九条第一項から第三項までの規定による届出の受理
- 二 法第二十九条第九項の規定による報告の徴収、質問及び立入検査
- 三 法第二十九条第十一項の規定による命令
- 四 法第二十九条第十二項の規定による公示

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際本則各号に掲げる事務に係る法のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては白河市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、白河市長がした処分その他の行為又は白河市長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

(高齢福祉課)

福島県条例第八十七号

福島県女性のための相談支援センター条例の一部を改正する条例

福島県女性のための相談支援センター条例(平成十五年福島県条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十二号)の施行の日から施行する。

(児童家庭課)

福島県条例第八十八号

福島県子ども・子育て会議条例

(設置)

第一条 子育て支援、子どもに対する教育及び保育、次世代育成支援その他の子育て支援施策に関する重要事項について調査審議を行わせるため、知事の附属機関として福島県子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

2 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「支援法」という。)

第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定子ども園法」という。)第二十五条の合議制の機関は、前項に規定する子育て会議とする。

(所掌事務)

第二条 子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 支援法第七十七条第四項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- 二 認定子ども園法第七十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項に定める事項を調査審議すること。
- 三 次世代育成支援対策推進支援法(平成十五年法律第百二十号。以下「次世代育成法」という。)第九条第一項に掲げる事項を調査審議すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第三条 子育て会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、子育てに関する学識経験を有する者、教育機関の構成員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 子育て会議に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 子育て会議に、専門の事項を調査させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、委員会及び部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第七条 子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子育て会議の議決とすることができる。

(会議)

第八条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い、新たに組織された子育て会議の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、子育て会議の会議の議長となる。

3 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 第一項本文及び第二項から前項までの規定は、部会について準用する。この場合において、第一項本文及び第二項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第九条 子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に開催される子育て会議の会議は、第八条第一項本文の規定にかかわらず、知事が招集する。

(子育て支援課)

福島県条例第八十九号

福島県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

福島県精神保健福祉センター条例(昭和四十七年福島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「条例第七十七号」の下に「。以下「病院設置等条例」という。」を加え、同条第二項中「額は、別表のとおりとする」を「額については、病院設置等条例別表第二の十一の項の規定を準用する」に改める。

別表を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県精神保健福祉センター条例第四条第二項の規定により徴収すべきであった手数料については、なお従前の例による。

(障がい福祉課)

福島県条例第九十号

福島県衛生研究所検査手数料条例の一部を改正する条例

福島県衛生研究所検査手数料条例(昭和四十四年福島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「七、二八〇円」を「七、三五〇円」に、「八、八八〇円」を「九、〇〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、三三〇円」に、「二五、七二〇円」を「二五、七八〇円」に、「五〇、〇〇〇円」を「五〇、三七〇円」に、「六八、六七〇円」を「六八、七四〇円」に改め、同表の五の項中「一四、六三〇円」を「一四、七〇〇円」に、「四〇、六一〇円」を「四一、〇三〇円」に、「三、一二〇円」を「三、一四〇円」に、「一一、〇九〇円」を「一一、二〇〇円」に改め、同表の六の項中「四、五九〇円」を「四、六四〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六二〇円」に、「七、三五〇円」を「七、三八〇円」に改め、同表の七の項中「六、〇〇〇円」を「六、〇一〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八一〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「四八、二一〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、〇五〇円」に、「八、〇二〇円」を「八、〇三〇円」に、「三三〇、八六〇円」を「三三一、七〇〇円」に、「二〇、一五〇円」を「二〇、一七〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一五、三〇〇円」に、「七、五五〇円」を「七、六一〇円」に、「四一、六七〇円」を「四一、七二〇円」に改め、同表の八の項中「八、六一〇円」を「八、六九〇円」に、「八、二二〇円」を「八、二三〇円」に、「一九、五四〇円」を「一九、五七〇円」に、「四四、五六〇円」を「四四、八三〇円」に、「四三、〇六〇円」を「四三、六五〇円」に、「二四、〇二〇円」を「二四、一六〇円」に改め、同表の九の項中「三、三三〇円」を「三、三四〇円」に、「五、四二〇円」を「五、四三〇円」に、「四、三八〇円」を「四、三九〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に改め、同表の十の項中「五五、二二〇円」を「五五、四七〇円」に、「一六一、四四〇円」を「一六一、七五〇円」に、「八、〇六〇円」を「八、一〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(薬務課)

福島県条例第九十一号

福島県産業支援館条例の一部を改正する条例

福島県産業支援館条例(平成十五年福島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表の一の1の(一)の表中

| | | | |
|---|---|---|---|
| 「 | 「 | 「 | 「 |
| 用 | 使 | 分 | 部 |
| を | を | を | を |
| 部 | 分 | 使 | 用 |
| 」 | 」 | 」 | 」 |

に、「四五、三四〇円」を「四六、

六三〇円」に、「三三、六七〇円」を「三三、三一〇円」に、「二七、一九〇円」を「二七、九六〇円」に、「七、三五〇円」を「七、五六〇円」に、「九〇、七二〇円」を「九

三、三一〇円」に、「四五、三六〇円」を「四六、六五〇円」に、「五四、三九〇円」を「五五、九四〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一五、二一〇円」に、「二二、〇四〇円」を「二三、六六〇円」に、「一一、〇二〇円」を「一二、三三〇円」に、「一三、二三〇円」を「一四、六〇〇円」に、「三、五七〇円」を「四、六七〇円」に、「四四、一〇〇円」を「四五、三六〇円」に、「二二、〇五〇円」を「二三、六八〇円」に、「二二、六四〇円」を「二三、二二〇円」に、「七、一四〇円」を「七、三四〇円」に、「二二、三三〇円」を「二三、九六〇円」に、「一一、六五〇円」を「一二、九八〇円」に、「一三、九六〇円」を「一四、三五〇円」に、「三、七八〇円」を「三、八八〇円」に、「四六、六二〇円」を「四七、九五〇円」に、「三、三一〇円」を「三、九七〇円」に、「二七、九三〇円」を「二八、七二〇円」に、「七、五六〇円」を「七、七七〇円」に、「二四、三六〇円」を「二五、〇五〇円」に、「二二、一八〇円」を「二二、五二〇円」に、「一四、五九〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「三、九九〇円」を「四、一〇〇円」に、「一四、七二〇円」を「一五、一一〇円」に、「二九、一九〇円」を「三〇、〇二〇円」に、「七、九八〇円」を「八、二〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「二七、二八〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六四〇円」に、「二〇、〇八〇円」を「二〇、三六〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、「三三、六〇〇円」を「三三、五六〇円」に、「二〇、一六〇円」を「二〇、七三〇円」に、「五、四六〇円」を「五、六一〇円」に、「二二、一六〇円」を「二二、五〇〇円」に、「六、〇八〇円」を「六、二五〇円」に、「一、八八〇円」を「一、九三〇円」に、「一四、二八〇円」を「一四、六八〇円」に、「三、〇四〇円」を「三、一一〇円」に、「九四〇円」を「九六〇円」に、「六、〇九〇円」を「六、二六〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九四〇円」に、「八、六〇〇円」を「八、八四〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四二〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二八〇円」に、「一、三六〇円」を「一、三九〇円」に、「一七、二二〇円」を「一七、七一〇円」に、「八、六一〇円」を「八、八五〇円」に、「二〇、二九〇円」を「二〇、五八〇円」に、「六、九二〇円」を「七、一一〇円」に、「三、四六〇円」を「三、五五〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「一三、八六〇円」を「一四、二五〇円」に、「六、九三〇円」を「七、一一〇円」に、「二、三二〇円」を「二、三七〇円」に、「九、三二〇円」を「九、八七〇円」に、「九、六六〇円」を「九、九三〇円」に、「一、五四〇円」を「一、八六〇円」に、「三、一四〇円」を「三、二二〇円」に、「三、八四〇円」を「三、九七四〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、七六〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「四、八三〇円」を「四、九六〇円」に、「五、七七〇円」を「五、九三〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六一〇円」に、「一、五五〇円」を「一、八八〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に改め、別表の一の1の(備考1中「すべて」を「全て」に改め、別表の一の2の表中「七、二〇〇円」を「七、三八〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一二、一四〇円」に、「四〇、八〇〇円」を「四一、八二〇円」に、「二二、九二〇円」を「二二、四三〇円」に改め、別表の二の表中「二二、六〇〇円」を「二二、九六〇円」に、「一、二六〇円」を「一、二九六円」に、「二、一〇〇円」を「二、

一六〇円」に改め、同表の二の備考中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。
附則
 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表の二の備考の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
 2 平成二十六年四月一日前に福島県産業支援館条例第七条第一項の承認を受けた使用に係る期間のうち同日以後の期間に係る使用料については、同条例別表の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

附則別表
 一 施設関係
 1 各種会議室等使用料
 (一) 基本使用料

| 施設 の 別 | 使用 区分 | 使用料 | | 全面 使用 | 多目的 ホール | | 特別会 議室 | 中会議 室 |
|-----------------------|------------------------------|--------------------|--------------|----------|------------------|--------------|-----------|----------|
| | | 使用 単 位 時間 | 使用 区 画 | | 使 用 部 分 | | | |
| | | | | | ホ ール A | ホ ール B | | |
| 全 日 | 全 日 | 四六、六三〇円 | 九三、三一〇円 | 二二、六六〇円 | 四七、九五〇円 | 二五、〇五〇円 | 五〇、一一〇円 | 一七、二八〇円 |
| | 半 日 | 二三、三一〇円 | 四六、六五〇円 | 一一、三三〇円 | 二三、九七〇円 | 一一、五二〇円 | 二五、〇五〇円 | 八、六四〇円 |
| | 夜 間 | 二七、九六〇円 | 五五、九四〇円 | 一三、六〇〇円 | 二七、二二〇円 | 一四、三五〇円 | 二八、七二〇円 | 一〇、三六〇円 |
| | 超 過 時 間 (二時間につき) | 七、五六〇円 | 一五、一一〇円 | 三、六七〇円 | 七、七七〇円 | 三、八八〇円 | 七、七七〇円 | 二、八〇〇円 |
| 使 用 料 の 額 | 全 日 | 四六、六三〇円 | 九三、三一〇円 | 二二、六六〇円 | 四七、九五〇円 | 二五、〇五〇円 | 五〇、一一〇円 | 一七、二八〇円 |
| | 半 日 | 二三、三一〇円 | 四六、六五〇円 | 一一、三三〇円 | 二三、九七〇円 | 一一、五二〇円 | 二五、〇五〇円 | 八、六四〇円 |
| | 夜 間 | 二七、九六〇円 | 五五、九四〇円 | 一三、六〇〇円 | 二七、二二〇円 | 一四、三五〇円 | 二八、七二〇円 | 一〇、三六〇円 |
| | 超 過 時 間 (二時間につき) | 七、五六〇円 | 一五、一一〇円 | 三、六七〇円 | 七、七七〇円 | 三、八八〇円 | 七、七七〇円 | 二、八〇〇円 |

| 小研修室 | 研修室 | | 小会議室3 | | 小会議室2 | | 小会議室1 | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|
| | 二分の一使用 | 全面使用 | 二分の一使用 | 全面使用 | 二分の一使用 | 全面使用 | 二分の一使用 | 全面使用 | 全面使用 |
| 三四、五六〇円 | 一九、八七〇円 | 三九、七四〇円 | 一四、二五〇円 | 一九、八七〇円 | 一七、七一〇円 | 八、八四〇円 | 一二、五二〇円 | 六、二五〇円 | 二五、〇五〇円 |
| 一七、二八〇円 | 九、九三〇円 | 一九、八七〇円 | 七、一二〇円 | 九、九三〇円 | 八、八五〇円 | 四、四二〇円 | 六、二六〇円 | 三、一二〇円 | 一二、五二〇円 |
| 二〇、七三〇円 | 一一、八八〇円 | 二三、七六〇円 | 八、六四〇円 | 一一、八六〇円 | 一〇、五八〇円 | 五、二八〇円 | 七、三四〇円 | 三、六七〇円 | 一四、六八〇円 |
| 五、六一〇円 | 三、二四〇円 | 六、四八〇円 | 二、三七〇円 | 三、二二〇円 | 二、八〇〇円 | 一、三九〇円 | 一、九四〇円 | 九六〇円 | 三、八八〇円 |

備考

- 1 県内に事務所、事業所等を有する中小企業者又は当該中小企業者を支援する者が事業活動の目的で使用する場合はこの表の右側に掲げる使用料の額を、それら以外の者が使用する場合又は中小企業者若しくは当該中小企業者を支援する者が事業活動の目的以外の目的で使用する場合はこの表の左側に掲げる使用料の額を、それぞれその使用料の額とする。
- 2 1の規定において、「中小企業者」とは中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者をいい、「中小企業者を支援する者」とは次に掲げる者をいう。
 - (1) 一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人その他の特別の法律により設立された法人で、その設立の目的が中小企業者の支援であり、かつ、公共的又は公益的な

- 事業を営むもの
- (2) 県、国又は他の地方公共団体
 - (3) 法人でない社団で代表者の定めがあり、かつ、その構成員の三分の二以上が中小企業者又は(1)若しくは(2)に掲げる者であるものうち、その設立の目的が中小企業者の支援であり、かつ、公共的又は公益的な事業を実施するもの
- 3 使用区分の使用単位時間の項中「全日」、「半日」、「夜間」及び「超過時間」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下同じ）。
 - (1) 全日 午前九時から午後五時までの時間
 - (2) 半日 午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間
 - (3) 夜間 午後五時から午後九時までの時間
 - (4) 超過時間 午前零時から午前九時まで及び午後九時から午後十二時までの時間（催しの準備又は整理のために使用する場合に限る。）
 - 4 使用する時間がこの表に定める使用単位時間（超過時間にあつては、一時間に満たないときは、これをこの表に定める使用単位時間（超過時間にあつては、一時間）に切り上げて計算する。）
 - 5 催しの設営又は器材の撤去等を行うために中小企業振興館の施設（起業支援室を除く。）を使用する場合の使用料（当該催しの行われる時間の属する使用単位時間に係る使用料を除く。）の額は、使用区分に応じ、この表に定める額の百分の七十に相当する額とする。この場合において、当該額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
 - 6 日を異にして二日以上継続して使用する場合は、展示物、器材等の保管のための使用に係る夜間及び超過時間の使用料は、徴収しない。
- (二) 特別使用料

| 種別 | 使用料の額 |
|------------|-----------------------------------|
| 営利目的の使用加算料 | 施設の別及び使用区分に応じ、基本使用料の額の百分の五十に相当する額 |

備考

- 1 「営利目的の使用加算料」とは、使用者が中小企業振興館の施設（起業支援室を除く。）を使用する場合で次のいずれかに該当するときに、当該催しの設営から器材の撤去等までの間に関連して使用する全ての施設の基本使用料に加算される使用料をいう。
 - (1) 営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して催しを開催するとき。
 - (2) 商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為を行う目的をもって使用するとき。
- 2 この表に基づいて算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、これ

2 起業支援室使用料

| 施設の種類 | 使用単位 | 使用料の額 |
|---------|------|---------|
| 共同利用室 A | 一室一月 | 七、三八〇円 |
| 共同利用室 B | 一室一月 | 一一、三〇〇円 |
| 個室 A | 一室一月 | 二二、一四〇円 |
| 個室 B | 一室一月 | 四一、八二〇円 |
| 個室 C | 一室一月 | 五〇、四三〇円 |

備考 その月の使用する期間が一月未満のものについての使用料の額は、この表に定める使用料の額を三十で除して得た額にその月の使用日数を乗じて得た額とする。

二 附属設備関係
各種会議室等に係る附属設備使用料

| 附属設備の別 | 使用単位 | 使用料の額 |
|----------|------------|---------------------|
| 映像設備 | 一式一回 | 一一、九六〇円の範囲内で規則で定める額 |
| 音響設備 | 一式一回 | 一、二九六円の範囲内で規則で定める額 |
| その他の附属設備 | 規則で定める使用単位 | 二、一六〇円の範囲内で規則で定める額 |

備考 使用単位の欄中「一回」とあるのは、第七条第一項の承認を受けた日ごとの、当該承認を受けた時間内における使用をいう。

(経営金融課)

福島県条例第九十二号

福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例

福島県ハイテクプラザ条例(平成四年福島県条例第三十九号)の一部を次のように改

正する。

別表第一の一の1の表中「二四、一七〇円」を「二四、五八〇円」に、「一八、九〇〇円」を「一九、四四〇円」に、「二四、一八〇円」を「二四、五九〇円」に、「四七、二五〇円」を「四八、六〇〇円」に、「六、六八〇円」を「六、八八〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、一六〇円」に、「二二、二六〇円」を「二二、九〇〇円」に、「五、四二〇円」を「五、五八〇円」に、「七、一三〇円」を「七、四三〇円」に、「一八、〇六〇円」を「一八、五八〇円」に、「八六、六二〇円」を「八九、一〇〇円」に、「一六、六一〇円」を「一六、八〇〇円」に、「二二、七三〇円」を「二二、八一〇円」に、「三〇〇円」を「三二〇円」に、「三六〇円」を「三八〇円」に、「一一、七三〇円」を「一一、七八〇円」に、「一一、四二〇円」を「一二、四七〇円」に、「一一、三六〇円」を「一一、四〇〇円」に、「一、六五〇円」を「一、七〇〇円」に、「五〇〇円」を「五二〇円」に改め、別表第一の一の2の表中「三三、〇六〇円」を「三四、〇一〇円」に、「一五、五七〇円」を「一六、〇二〇円」に、「二二、六三〇円」を「二三、〇〇〇円」に改め、別表第一の二の表中「五、三〇〇円」を「五、四六〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇四〇円」に、「七、一八〇円」を「七、三九〇円」に、「七、二八〇円」を「七、四九〇円」に改める。

別表第二中「一〇、七〇〇円」を「一一、〇一〇円」に、「一〇、一九〇円」を「一〇、四九〇円」に、「一五、二九〇円」を「一五、七三〇円」に、「二五、四八〇円」を「二六、二二〇円」に、「二四、四二〇円」を「二五、一一〇円」に、「一一、七一〇円」を「一一、七六〇円」に、「七、二九〇円」を「七、五〇〇円」に改める。

別表第三中「一、九〇〇円」を「二、九六〇円」に、「八二、五〇〇円」を「八四、八六〇円」に、「二七、二〇〇円」を「二七、七〇〇円」に、「五三、五〇〇円」を「五五、〇三〇円」に、「六七、八〇〇円」を「六九、七四〇円」に、「四九、二〇〇円」を「五〇、六一〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一三〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二三、三八〇円」に、「一六、一三〇円」を「一六、六二〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「五〇〇円」を「五二〇円」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
2 改正後の福島県ハイテクプラザ条例別表第一の一の1の表、別表第一の一の2の表、別表第一の二の表及び別表第二の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(産業創出課)

福島県条例第九十三号

福島県大町起業支援館条例の一部を改正する条例

福島県大町起業支援館条例(平成十六年福島県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。
別表中「六八一円」を「七〇〇円」に改める。

- 附 則**
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
 - 平成二十六年四月一日前に福島県大町起業支援館条例第五条第一項の承認を受けた使用に係る期間のうち同日以後の期間に係る使用料については、附則別表に定める額とする。

附則別表
起業支援館使用料

| 施設名 | 使用料の額 |
|-----|-----------------------------|
| 事務室 | 一月につき一平方メートル当たり七〇〇円として計算した額 |

備考

- この表に基づいて算出した額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- その月の使用する期間が一月未満のものについての使用料の額は、この表に定める使用料の額を三十で除して得た額にその月の使用日数を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(産業創出課)

福島県条例第九十四号

天鏡閣条例の一部を改正する条例

天鏡閣条例(昭和五十七年福島県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。
別表中「三五〇円」を「三六〇円」に、「三〇〇円」を「三二〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(観光交流課)

福島県条例第九十五号

福島県産業交流館条例の一部を改正する条例

福島県産業交流館条例(平成八年福島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表の一の1の(一)の表中「六八八、八〇〇円」を「七〇八、四八〇円」に、「三四四、四〇〇円」を「三五四、二四〇円」に、「九四、五〇〇円」を「九七、二〇〇円」に、「二〇七、九〇〇円」を「二一三、八四〇円」に、「一〇三、九五〇円」を「一〇六、九二〇円」に、「二八、三五〇円」を「二九、一六〇円」に、「一八〇、六〇〇円」を

「一八五、七六〇円」に、「九〇、三〇〇円」を「九二、八八〇円」に、「二五、二〇〇円」を「二五、九二〇円」に、「三〇〇、三〇〇円」を「三〇八、八八〇円」に、「一五〇、一五〇円」を「一五四、四四〇円」に、「四〇、九五〇円」を「四二、二〇〇円」に、「二一〇、〇〇〇円」を「二一六、〇〇〇円」に、「一〇五、〇〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に、「二九、四〇〇円」を「三〇、二四〇円」に、「二二六、〇〇〇円」を「二二九、六〇〇円」に、「六三、〇〇〇円」を「六四、八〇〇円」に、「一七、八五〇円」を「一八、三六〇円」に、「七三、五〇〇円」を「七五、六〇〇円」に、「三六、七五〇円」を「三七、八〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「七、三四〇円」を「七、五六〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七八〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五二〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「六三〇円」を「六五〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六四〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八三〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一五、九八〇円」に、「七、七七〇円」を「七、九九〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「七六、四四〇円」を「七八、六四〇円」に、「三、八二〇円」を「三、九三〇円」に、「一九、一一〇円」を「一九、六六〇円」に、「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、九六〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「一三、〇二〇円」を「一三、四〇〇円」に、「六、五一〇円」を「六、七〇〇円」に、「一三、八六〇円」を「一四、二六〇円」に、「六、九三〇円」を「七、一三〇円」に、「一、八九〇円」を「二、九四〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一七、四八〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、七四〇円」に、「二、三二〇円」を「二、三八〇円」に、「一八、四八〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「九、二四〇円」を「九、五〇〇円」に、「二、五二〇円」を「二、五九〇円」に、「一一、三四〇円」を「一一、六六〇円」に、「五、六七〇円」を「五、八三〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六二〇円」に、「五九、六四〇円」を「六一、三四〇円」に、「二九、八二〇円」を「三〇、六七〇円」に、「八、一九〇円」を「八、四二〇円」に改め、別表の一の1の(二)の表中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、別表の一の2の表備考中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 平成二十六年四月一日前に福島県産業交流館条例第六条第一項の承認(別表の一に掲げる施設に係る部分に限る。)を受けた使用に係る期間のうち同日以後の期間に係る利用料金については、同条例別表の規定にかかわらず、附則別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める額とする。

附則別表

一 屋内施設基本額

| 施設の別 | 多目的展示ホール | | | コンベンションホール | | | 控室 1 | 控室 2 | 控室 3 | マルチパーパスルーム 1 | マルチパーパスルーム 2 | 中会議室 | | 小会議室 1 | | 小会議室 2 | | | | | | |
|--------|------------------|------------------|--------------|------------------|------------------|------------------|-------------|------|------------------------------|--------------|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 全 面 使 用 | 部 分 使 用 | | 全 面 使 用 | 部 分 使 用 | 全 面 使 用 | | | | | | 部 分 使 用 | 全 面 使 用 | 部 分 使 用 | 全 面 使 用 | 部 分 使 用 | 全 面 使 用 | 部 分 使 用 | 全 面 使 用 | 部 分 使 用 | 全 面 使 用 | 部 分 使 用 |
| | | ホ ール A | ホ ール B | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用区分 | 全 日 | | | 半 日 | | | 又 夜 間 | | 超 過 時 間 (二時間につき) | | 金 額 | | | | | | | | | | | |
| 使用区画 | 七〇八、四八〇円 | | | 三五四、二四〇円 | | | 九七、二〇〇円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用単位時間 | 二二三、八四〇円 | | | 一〇六、九二〇円 | | | 二九、一六〇円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一八五、七六〇円 | | | 九二、八八〇円 | | | 二五、九二〇円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 三〇八、八八〇円 | | | 一五四、四四〇円 | | | 四二、一二〇円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 二二六、〇〇〇円 | | | 一〇八、〇〇〇円 | | | 三〇、二四〇円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一二九、六〇〇円 | | | 六四、八〇〇円 | | | 一八、三六〇円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 七五、六〇〇円 | | | 三七、八〇〇円 | | | 一〇、八〇〇円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 七、五六〇円 | | | 三、七八〇円 | | | 一、〇八〇円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 四、五二〇円 | | | 二、二六〇円 | | | 六五〇円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 八、六四〇円 | | | 四、三二〇円 | | | 一、一八〇円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一三、一六〇円 | | | 六、五八〇円 | | | 一、八三〇円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一五、九八〇円 | | | 七、九九〇円 | | | 二、一六〇円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 七、八四〇円 | | | 三、九三〇円 | | | 一〇、八〇〇円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 七、六四〇円 | | | 三、九三〇円 | | | 一〇、八〇〇円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 三九、三二〇円 | | | 一九、六六〇円 | | | 五、四〇〇円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一二、九六〇円 | | | 六、四八〇円 | | | 一、八三〇円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一三、四〇〇円 | | | 六、七〇〇円 | | | 一、八三〇円 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 施設の別 | 金額 |
|------------------------------|---|
| 屋外展示場 | 一日につき一平方メートル当たり三〇〇円として計算した額に一・〇八を乗じて得た額 |
| 駐車場広場(知事が別に定める用途に使用する場合に限る。) | 一日につき一平方メートル当たり一五円として計算した額に一・〇八を乗じて得た額 |

| 施設の別 | 金額 |
|--------------|---------|
| 小会議室 3 | 一四、二六〇円 |
| 特別会議室 | 一七、四八〇円 |
| 研修室 | 一九、〇〇〇円 |
| 特別室 | 一一、六六〇円 |
| プレゼンテーションルーム | 六一、三四〇円 |

備考

- 使用区分の使用単位時間の項中「全日」、「半日」、「夜間」及び「超過時間」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう(以下同じ)。(1) 全日 午前九時から午後五時までの時間 (2) 半日 午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間 (3) 夜間 午後五時から午後九時までの時間 (4) 超過時間 午前零時から午前九時まで及び午後九時から午後十二時までの時間(催しの準備又は整理のために使用する場合に限る。)
- 使用する時間がこの表に定める使用単位時間(超過時間)にあつては、一時間に満たないときは、これをこの表に定める使用単位時間(超過時間)にあつては、一時間に切り上げて計算する。
- 催しの設営又は器材の撤去等を行うために多目的展示ホールを使用する場合の額(当該催しの行われる時間の属する使用単位時間に係る額を除く。)は、使用区分に応じ、表に定める額の百分の七十に相当する額とする。この場合において、当該額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 日を異にして二日以上継続して使用する場合にあつては、展示物、器材等の保管のためのみの使用に係る夜間及び超過時間の利用料金は、徴収しない。

二 屋外施設基本額

福島県条例第九十六号

福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例

(観光交流課)

備考

- 1 「入場料徴収加算額」とは、使用者が産業交流館の施設を使用して開催する催しに入場する者から入場料を徴収する場合に、当該催しの設営から器材の撤去等までの間に関連して使用する全ての施設の基本額に加算される額をいう。
- 2 この表に基づいて算出した額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

| 種 別 | 金 額 |
|----------|---|
| 入場料徴収加算額 | 入場料（入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。以下同じ。）の最高額が千円未満の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の二十に相当する額 入場料の最高額が千円以上三千円未満の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の三十に相当する額 入場料の最高額が三千円以上五千円未満の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の五十に相当する額 入場料の最高額が五千円以上一万円未満の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の七十に相当する額 入場料の最高額が一万円以上の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の百に相当する額 |

三 加算額

- 1 金額の欄中「一日」とあるのは、午前零時から午後十二時までの時間をいい、使用する時間が一日に満たないときは、これを一日に切り上げて計算する。
- 2 催しの設営又は器材の撤去等を行うために使用する場合の額（当該催しの行われる時間の属する日に係る額を除く。）は、施設の別に応じ、表に定める額の百分の七十に相当する額とする。
- 3 この表に基づいて算出した額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

備考

福島県農業総合センター条例（平成十八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表多目的ホールの部半日の項中「七、五〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一五、四五〇円」に改め、同部全日の項中「一五、〇〇〇円」を「一五、四〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三〇、九〇〇円」に改め、同表大會議室の部半日の項中「三、七五〇円」を「三、八五〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、七〇〇円」に改め、同部全日の項中「七、五〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一五、四〇〇円」に改め、別表の三の表冷暖房設備の部多目的ホールの項中「五、〇〇〇円」を「五、一五〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に改め、同部大會議室の項中「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に改め、同表音響設備の部多目的ホールの項中「一、〇〇〇円」を「一、〇五〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に改め、同表映像設備の部多目的ホールの項中「一、〇〇〇円」を「一、〇五〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 平成二十六年四月一日前に福島県農業総合センター条例第四条第一項の承認を受けた使用が同日以後の期間に係る使用である場合の使用料については、同条例別表の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

附則別表

一 基本使用料

| 施設の別 | 使用単位 | | 使用料の額 | |
|--------|------|----|-------------------------------------|-------------|
| | 全日 | 半日 | 農業の振興の促進に関し て行う活動のための使用 である場合 | その他の使用である場合 |
| 多目的ホール | 全日 | 半日 | 一五、四〇〇円 | 三〇、九〇〇円 |
| | 全日 | 半日 | 七、七〇〇円 | 一五、四五〇円 |
| 大會議室 | 全日 | 半日 | 七、七〇〇円 | 一五、四〇〇円 |
| | 全日 | 半日 | 三、八五〇円 | 七、七〇〇円 |

備考

1 「農業の振興の促進に関し行う活動」とは、農業の振興の促進に関して行

| 設備の別 | | 施設の別 | | 使用料の額 |
|-------|--------|------|------|---------|
| 冷暖房設備 | 多目的ホール | 大会議室 | 使用単位 | |
| | | 半日 | 全日 | 半日 |
| | | | | 一〇、三〇〇円 |
| | | | | 五、一五〇円 |
| | | | | 二、〇五〇円 |

三 設備使用料

- 「設備使用料」とは、使用者が総合センターの施設を準備又は練習のために使用する場合の使用料をいう。
- この表に基づいて算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

備考

| 種別 | 使用料の額 |
|-----------|-----------------------------------|
| 営利目的使用加算料 | 施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の百に相当する額 |
| 準備等使用料 | 施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の七十に相当する額 |

二 特別使用料

- 講演会、講習会、研修会、研究会、交流活動並びに農業者及び農業団体が自らの生産物の販売促進に關して行う活動をいう。
- 使用単位の欄中「半日」及び「全日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう。
 - 半日 午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間
 - 全日 午前九時から午後五時までの時間
- 使用する時間がこの表に定める使用単位に満たないときは、これをこの表に定める使用単位に切り上げて計算する。

| 映像設備 | | 音響設備 | | 使用料の額 |
|------|--------|------|------|--------|
| 大会議室 | 多目的ホール | 大会議室 | 使用単位 | |
| | | 全日 | 半日 | 全日 |
| | | | | 四、一〇〇円 |
| | | | | 一、〇五〇円 |
| | | | | 一、〇〇〇円 |

福島県条例第九十七号

- 福島県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例**
 福島県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例（昭和二十四年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。
- 別表一の項中「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、「六、八二〇円」を「七、〇〇〇円」に、
- 「**検査**」
 病理組織学的 一件 一、五七〇円

備考

| 種別 | 使用料の額 |
|------|-----------------------------------|
| 映像設備 | 施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の百に相当する額 |
| 音響設備 | 施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の七十に相当する額 |

備考

- 設備使用料は、使用者が多目的ホール又は大会議室を使用する場合においてこの表に掲げる設備を使用するときに、基本使用料に加算する。
- 使用単位の欄中「半日」及び「全日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう。
 - 半日 午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間
 - 全日 午前九時から午後五時までの時間
- 使用する時間がこの表に定める使用単位に満たないときは、これをこの表に定める使用単位に切り上げて計算する。

（農業振興課）

| | | |
|-----------------------|----|--------|
| を | | |
| (二) 病理組織学的検査 | 一件 | 一、六〇〇円 |
| (三) 遺伝子検査 | 一件 | 二、〇〇〇円 |
| (四) 遺伝子検査(リアルタイムPCR法) | 一件 | 五、八〇〇円 |

に改め、同表四の項中「三、一五〇円」を「三、二〇〇円」に改め、

同表五の項中「五二〇円」を「五四〇円」に改め、同表六の項中「五〇〇円」を「八〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(畜産課)

福島県条例第九十八号

福島県飼料検定条例の一部を改正する条例

福島県飼料検定条例(昭和五十二年福島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「四五、一〇〇円」を「四六、四〇〇円」に、「二九、四〇〇円」を「三〇、三〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一五、二〇〇円」に、「三四、九〇〇円」を「三五、九〇〇円」に、「二一、七〇〇円」を「二二、四〇〇円」に、「二六、四〇〇円」を「二七、二〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(畜産課)

福島県条例第九十九号

福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

福島県家畜伝染病予防法施行条例(平成十二年福島県条例第百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表一の項中「結核病又は」を「結核病の検査については一頭につき三百円、」に、「一頭」を「二頭」に改め、「三百円」の下に「、牛のヨーネ病の検

査については一頭につき千円」を加え、同表二の項中「七百四十円」を「七百四十円」に、「五百二十円」を「五百三十円」に改め、同表三の項中「六百三十円」を「六百四十円」に改め、同表四の項中「六百七十円」を「六百八十円」に改め、同表五の項から八の項までの規定中「四百円」を「四百十円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(畜産課)

福島県条例第百号

福島県林業研究センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

福島県林業研究センター使用料及び手数料条例(平成十二年福島県条例第百十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「九〇〇円」を「一、〇〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「八〇〇円」を「九〇〇円」に改める。別表第二中「七九、四〇〇円」を「八四、二〇〇円」に、「二六、五〇〇円」を「二九、七〇〇円」に、「五七、六〇〇円」を「五九、七〇〇円」に、「三三、五〇〇円」を「三四、〇〇〇円」に、「三五、九〇〇円」を「三七、二〇〇円」に、「二七、一〇〇円」を「二七、九〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「一五〇〇円」を「一六〇〇円」に改める。別表第三中「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、七〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(林業振興課)

福島県条例第百一号

ふくしま県民の森条例の一部を改正する条例

ふくしま県民の森条例(昭和四十八年福島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。別表第一中「二五〇円」を「二六〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(森林保全課)

福島県条例第百二号

福島県総合緑化センター条例の一部を改正する条例

福島県総合緑化センター条例(昭和五十六年福島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「五二〇円」を「五四〇円」に、「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同表備考2中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、別表の二の表中「一、二六〇円」を「一、三〇〇円」に、「六三〇円」を「六五〇円」に改める。

附 則
この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(森林保全課)

福島県条例第百三十三号

福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例の一部を改正する条例

福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例（平成十二年福島県条例第百三十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例第十三条第二項の規定は、この条例の施行の日以後の使用及び採取の期間に係る使用料及び採取料の額について適用し、同日前の使用及び採取の期間に係る使用料及び採取料の額については、なお従前の例による。

(土木総務課用地室)

福島県条例第百四十四号

福島県道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福島県道路路占用料徴収条例（昭和四十五年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

第三条第二号中「法第三十五条に規定する事業（政令第十八条に規定するものを除く。）及び」を削る。

附 則

- 1 この条例中第二条第二項の改正規定は平成二十六年四月一日から、第三条第二号の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路路占用料徴収条例第二条第二項の規定は、平成二十六年四月一日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

(道路計画課)

福島県条例第百五十五号

福島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

福島県海岸占用料等徴収条例（平成十二年福島県条例第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県海岸占用料等徴収条例第二条第二項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後の占有及び採取の期間に係る占用料及び土石採取料の額についてそれぞれ適用し、同日前の占有及び採取の期間に係る占用料及び土石採取料の額については、なお従前の例による。

(河川計画課)

福島県条例第百六十六号

福島県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

福島県河川流水占用料等徴収条例（平成十二年福島県条例第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「から第二十五条まで」を「法第二十四条若しくは法第二十五条」に、「占有又は」を「占有の許可若しくは」に改め、「許可」という。の下に「又は法第二十三条の二の規定による占有の登録（以下単に「登録」という。）」を加える。

第四条第一項中「占有等の許可」の下に「若しくは登録」を、「当該許可」の下に「又は登録」を加える。

第五条中「占有等の許可」の下に「若しくは登録」を、「当該許可」の下に「若しくは登録」を加える。

附 則

この条例は、平成二十六年二月一日から施行する。

(河川計画課)

福島県条例第百七十七号

福島県砂防設備占用料等徴収条例の一部を改正する条例

福島県砂防設備占用料等徴収条例（平成十二年福島県条例第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県砂防設備占用料等徴収条例第二条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後の占有及び採取の期間に係る砂防設備占用料及び土石採取料の額についてそれぞれ適用し、同日前の占有及び採取の期間に係る砂防設備占用料及び土石採取料の額については、なお従前の例による。

(河川計画課)

福島県条例第百八十八号

福島県港湾管理条例の一部を改正する条例

福島県港湾管理条例(昭和三十一年福島県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「交流ホールを除く。」を使用する場合の下に「又は法第五十四条の三第二項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が、同条第一項の特定ふ頭の運営の事業(以下「特定ふ頭運営事業」という。)を実施するため、同条第七項の規定により貸し付けられた特定ふ頭を使用する場合若しくは認定事業者が特定ふ頭運営事業を実施するに当たつて認定事業者以外の者が当該特定ふ頭を使用する場合」を加え、「同項」を「前項」に改める。

第六条の二第一項、第二項及び第四項、第八条の二第一項並びに第十五条第二項及び第三項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県港湾管理条例第六条の二第一項、第二項及び第四項並びに第十五条第二項及び第三項の規定は、平成二十六年四月一日以後の使用、占用及び採取の期間に係る使用料、占用料及び採取料(以下「使用料等」という。)の額についてそれぞれ適用し、同日前の使用、占用及び採取の期間に係る使用料等の額については、なお従前の例による。

3 平成二十六年四月一日前に福島県港湾管理条例第三条第一項の使用の許可を受けた使用期間のうち同日以後の期間に係る使用である場合の同条例別表第四の翁島港に設置するマリナ施設の利用料金に係る船舶保管施設利用料については、同条例第八条の二第一項の規定にかかわらず、同表により算出した額に百分の百八を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定めた額とする。

(港 湾 課)

福島県条例第九号

福島県漁港管理条例の一部を改正する条例

福島県漁港管理条例(昭和三十三年福島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項及び第三項、第十三条の三第一項並びに第十三条の五第一項及び第三項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県漁港管理条例第十三条の二第二項及び第三項、第十三条の三第一項並びに第十三条の五第一項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後の使用、占用及び採取の期間に係る漁港施設占用料、漁港施設使用料、土砂採取料及び水域等占用料(以下「漁港施設占用料等」という。)の額についてそれぞれ適用し、同日前の使用、占用及び採取の期間に係る漁港施設占用料等の額については、なお従前の例による。

福島県条例第一百十号

福島県入港料条例の一部を改正する条例

福島県入港料条例(昭和五十五年福島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(港 湾 課)

福島県条例第一百十一号

福島空港条例の一部を改正する条例

福島空港条例(平成四年福島県条例第一百一号)の一部を次のように改正する。別表第一着陸料の項及び停留料の項並びに別表第二備考2中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(港湾課空港施設室)

福島県条例第一百十二号

福島県都市公園条例の一部を改正する条例

福島県都市公園条例(昭和五十四年福島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「及び県営あづま総合体育館」を「、県営あづま総合体育館及び県営あづま陸上競技場」に改め、「表示すること」の下に「(大型映像装置により広告を行う場合を除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

九 あづま総合運動公園の県営あづま陸上競技場に設置している大型映像装置により広告を行うこと。

別表第二の一の表中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、別表第二の二の表備考中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、別表第二の三の表中「五・一〇円」を「五・四〇円」に、「一・二、六〇〇円」を「一・二、九六〇円」に改め、同表備考中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、別表第二の四の表中「六〇〇円」を「六二〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「三〇〇円」を「三三〇円」に改め、別表第二の五中「第二条第一項第八号」の下に「及び第九号」を加え、別表第二の五の表中「一、六〇〇円」を「一、六五〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「三七、〇三〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、三四〇円」に改め、同表に次のように加える。

あづま総合運動公園の県営あづま

一日一平方メートル

一、六五〇円

| | | |
|--|-----------|---------|
| 陸上競技場の内部に広告物を表示すること(大型映像装置により広告を行う場合を除く。) | 一年一平方メートル | 三七、〇三〇円 |
| あづま総合運動公園の県営あづま陸上競技場に設置している大型映像装置により広告を行うこと。 | 一分間 | 一三、一七〇円 |

備考 大型映像装置により広告を行う場合において、使用時間に一分未満の端数があるときは、その端数を一分とする。

別表第二の六のアの(1)の表中「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「二、六二〇円」を「二、七〇〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「一、三二〇円」を「一、三五〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、九六〇円」に、「一、五七五〇円」を「一、六二〇〇円」に、「四七二、五〇〇円」を「四八六、〇〇〇円」に、「六三〇、〇〇〇円」を「六四八、〇〇〇円」に改め、同表備考6中「一、九二〇円」を「一、九七〇円」に改め、別表第二の六のアの(2)の表中「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「五、一〇〇円」を「五四〇円」に、「六二〇円」を「六四〇円」に、「二、二五〇円」を「二、二九〇円」に、「四一〇円」を「四三〇円」に、「八三〇円」を「八六〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「三〇〇、五八〇円」を「三一、四六〇円」に、「一五二、九一〇円」を「一五七、二八〇円」に、「二〇、三八〇円」を「二〇、九六〇円」に、「二〇、一九〇円」を「二〇、四八〇円」に、「六、一一〇円」を「六、二八〇円」に改め、別表第二の六のアの(2)の表中「四、二〇〇円」を「四、三三〇円」に、「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「二、六一〇円」を「二、六八〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六四〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「二、一〇〇〇円」を「二、一六〇〇円」に、「三、一、五〇〇円」を「三、一、四〇〇円」に、「八四、〇〇〇円」を「八六、四〇〇円」に、「二二六、〇〇〇円」を「二二九、六〇〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、「二、七六〇円」を「二、八一〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「八七〇円」を「八九〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二四〇円」に、「六〇〇円」を「六二〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二九〇円」に、「一、五六〇円」を「一、六二〇円」に、「六二〇円」を「六四〇円」に、「七八〇円」を「八一〇円」に、「二、五一〇円」を「二、五九〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に、「五、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「九、四五〇円」を「九、七二〇円」に、「二五、二〇〇円」を「二五、九二〇円」に、「三七、八〇〇円」を「三八、八八〇円」に、「三〇〇円」を「三三〇円」に、「三九〇円」を「四一〇円」に、「五一〇円」を「五四〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に、「一八〇円」を「一九〇円」に、「三、六〇

〇円」を「三、七〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四七〇円」に改め、同表備考2中「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に改め、同表備考3中「二、〇六〇円」を「二、一四〇〇円」に改め、別表第二の六のアの(2)の表中「八三〇円」を「八六〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二四〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「六二〇円」を「六四〇円」に改め、同表備考中「七三〇円」を「七五〇円」に改め、別表第二の六のアの(3)の表中「二、五一〇円」を「二、五九〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二九〇円」に、「五、〇三〇円」を「五、一八〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、九六〇円」に、「一八、九〇〇円」を「一九、四四〇円」に、「五〇、四〇〇円」を「五一、八四〇円」に、「七五、六〇〇円」を「七七、七六〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二四〇円」に、「六〇〇円」を「六二〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四七〇円」に改め、別表第二の六のアの(3)の表中「四一〇円」を「四三〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「五一〇円」を「五四〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「三〇〇円」を「三二〇円」に、「七三〇円」を「七五〇円」に、「一、四六〇円」を「一、五〇〇円」に、

| | | |
|----------------------|-------|--|
| 陸上競技用具(貸切り使用の場合に限る。) | 一品一時間 | |
| | 一式一時間 | |

| | | |
|----------------------|-------|--|
| 陸上競技用具(貸切り使用の場合に限る。) | 一品一時間 | |
| | 一式一時間 | |

| |
|--------|
| 二〇円 |
| 一、六八〇円 |

| |
|--------|
| 二〇円 |
| 一、六三〇円 |

を

六、四八〇円

一一、九六〇円

に改め、同表備考中「三六〇円」を「三七〇円」に改め、別表第二

の六のアの(4)の表中「一、二〇〇円」を「一、二四〇円」に、「六〇〇円」を「六二〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に、「四一〇円」を「四三〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「一、三五〇円」を「一、三九〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七四〇円」に、「六七〇円」を「六九〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「三〇〇円」を「三二〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四七〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「四二、〇〇〇円」を「四三、二〇〇円」に、「五〇〇〇円」を「五一〇〇円」に改め、別表第二の六のアの(4)の表中「一、二五〇円」を「一、三九〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「三〇〇円」を「三二〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三六〇円」に改め、別表第二の六のイの表中「一、二〇〇円」を「一、二四〇円」に、「六〇〇円」を「六二〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に、「四一〇円」を「四三〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「一、三五〇円」を「一、三九〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」を「一七〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県都市公園条例別表第二(別表第二の五の表中あづま総合運動公園の県営あづま陸上競技場の内部に広告物を表示すること及び大型映像装置により広告を行うことに係る部分並びに別表第二の六を除く。)の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(まちづくり推進課)

福島県条例第百十三号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例(昭和三十五年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第八号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「この号において」を削り、「規定する被害者」の下に「又は配偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第三条第三項第三号」

の下に「(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を、「第五条」の下に「(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加え、同号イ中「第十条第一項」の下に「(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加える。

第七條第四項中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)」を「配偶者暴力防止等法」に改め、「規定する被害者」の下に「(配偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者)」を加える。

附 則

この条例は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十二号)の施行の日から施行する。

(建築住宅課)

福島県条例第百十四号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例(昭和二十六年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項各号列記以外の部分中「警戒区域その他」を「警戒区域に指定された区域その他」に改め、同項第一号中「地震被害又は警戒区域等の指定を受けた日(以下この項において「被災日」という。)から起算して三年以内」を「平成二十七年三月三十一日まで」に改め、同項第二号及び第三号中「被災日から起算して三年以内」を「平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第百十五号

福島県工業用水道条例の一部を改正する条例

福島県工業用水道条例(昭和三十七年福島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

第二十八條の二第二項の表中「七千八百七十五円」を「八千四百円」に、「八千九百二十五円」を「九千八百八十円」に、「九千九百七十五円」を「一万二千六百六十円」に、「一万二千二十五円」を「一万三千三百四十円」に、「三万五千五百円」を「三万二千四百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県工業用水道条例第二十三條第一項及び第二十八條の二第二項(これらの規定を第三十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定は、平成二十六年

年四月分以降の工業用水道料金及び量水器使用料について適用し、同年三月分以前の工業用水道料金及び量水器使用料については、なお従前の例による。

(経営企画課)

福島県条例第百十六号

福島県立病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

第一条 福島県立病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年福島県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「百分の百五」を「百分の百八」に改め、同表第二号中「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、「三、三六〇円」を「三、四六〇円」に、「一、八六〇円」を「一、九一〇円」に、「八六〇円」を「八九〇円」に、「九、四五〇円」を「九、七二〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六六〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇四〇円」に、「百分の百」を「百分の百八」に改め、同表第三号、同表第六号及び同表第七号中「百分の百五」を「百分の百八」に改め、同表第八号中「百分の百五」を「百分の百八」に改め、同表第十一号中「文書交付手数料」を「文書交付等手数料」に、「一、一〇〇円」を「一、一四〇円」に、「一、一七〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、七七〇円」を「一、八三〇円」に、「二、三八〇円」を「二、四五〇円」に、「六、四五〇円」を「六、六三〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に、「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、

| | | | |
|-------------|----------------------------------|-------|------|
| を「五、四〇〇円」に、 | (イ) 施設入所者以外 の者の継続の 申請に係るもの | 一通につき | 四 |
| を「二、一〇〇円」に、 | (エ) 施設入所者以外 の者の継続の 申請に係るもの | 一通につき | 四、三三 |
| を「一、〇〇〇円」に、 | エ 診察券再発行手 数料 | 一枚につき | 一〇 |

に、「百分の百」を「百分の百八」に改める。

第二条 福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

| | | | |
|---------|----------|-------|------|
| 別表第二第二号 | (三) 大野病院 | 一日につき | 五、五〇 |
| | 特別室A | 一日につき | 五、〇〇 |
| | 特別室B | 一日につき | 四、九〇 |
| | 特別室C | 一日につき | |

を「五、一四〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇四〇円」に改める。

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
2 改正後の福島県立病院事業の設置等に関する条例別表第二第二号及び第三号の規定は、平成二十六年四月一日以後の入院に係る加算料について適用し、同日前の入院に係る加算料については、なお従前の例による。

(病院経営改革課)

福島県条例第百十七号

福島県自然の家条例の一部を改正する条例

福島県自然の家条例(昭和五十年福島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。
別表中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に改める。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
(社会教育課)

福島県条例第百十八号

福島県立美術館条例の一部を改正する条例

福島県立美術館条例(昭和五十九年福島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表中「二六〇円」を「二七〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(社会教育課)

福島県条例第百十九号

福島県立博物館条例の一部を改正する条例

福島県立博物館条例（昭和六十一年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表中「二六〇円」を「二七〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(社会教育課)

福島県条例第百二十号

福島県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

福島県留置施設視察委員会条例（平成十九年福島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第六項」を「第二十一条第四項」に改め、「留置施設視察委員会の」の下に「委員の定数及び任期その他同委員会の」を加える。

第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県留置施設視察委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第二条の福島県留置施設視察委員会の委員として任命されている者の任期は、改正後の福島県留置施設視察委員会へ云条例第二条第二項の規定にかかわらず、改正前の条例第二条の福島県留置施設視察委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(留置管理課)